

応募要項

「リユース PC 寄贈プログラム」とは、企業からのリユース PC を非営利組織・ボランティア団体・高齢者グループなどの市民活動団体や NPO へと無償で寄贈し、その情報化を支援するプログラムで、NPO 法人「eparts」(本拠地・東京都)が主宰しています。NPO 法人いせコンビニネットでは、平成 17 年度より NPO 法人 eparts と連携し、「いせ eparts リユース PC 寄贈プログラム」として、寄贈活動を開始します。

1. 寄贈目的

非営利団体の情報化支援と交流の促進

2. 寄贈対象

伊勢周辺で活動をしている公益性を持つ活動(ボランティア活動など)を行っている団体で、予算などの諸事情により情報化が遅れている団体

以下の団体は寄贈対象から除外させていただきます。

営利団体、個人、幼稚園から高校までの学校および大学、寄贈 PC を再配布する目的の団体、日本国外に位置する非営利団体、医院、病院、政府・行政機関、政治・労働・宗教団体

3. 第1回公募期間

平成 17 年 10 月 15 日 ~ 平成 17 年 11 月 30 日(当日消印有効)

4. 寄贈台数

2 団体に 3 台 と 2 団体に 1 台 の合計 8 台

5. 寄贈 PC についてスペック

PC	セルロン 800MHz クラス以上のリユース PC (今回はノート型のみ)
OS	Windows 2000 もしくは 2000me
アプリケーション	Office 2000 professional Norton AntiVirus 2003 (1 年間有効)

マウスは付属していません。スペックは変更することもあります。

再インストール用の CD-ROM は付属していません。再インストールの必要がある場合には、いせ市民活動センターが有償にて承ります。

PC の送料は自己負担となります(1 台あたり 1,000 円: 3 台で 3,000 円) 予めご了承ください。

このプログラムは、下記の 4 団体が連携して展開しています

NPO 法人「eparts」(イーパーツ)

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋 1-17-4 メゾンクロニア 307 TEL:03-5481-7369 FAX:03-5481-7369 <http://www.eparts.jp.org/>

イーパーツは、企業から PC を再生して非営利団体や市民活動団体に提供している NPO です。

ひょうごんテック ~ ひょうご NPO 情報技術支援ネットワーク ~

〒653-0052 兵庫県神戸市長田区海運町 3-3-8 TEL:078-739-7110 FAX:078-739-7120 <http://www.hyogontech.net/>

ひょうごんテックは、兵庫県を中心とした市民活動団体に対して、人材育成を中心軸に据えた ICT 支援を行う NPO です。

Win SUPPORT 山形(ウィンサポートやまがた)

〒990-0833 山形県山形市春日町 1-38 TEL:023-645-2899 FAX:023-646-3274 <http://win-support.c-mamy.net>

Win SUPPORT 山形は、女性の自己啓発・インキュベート支援活動と IT 推進活動を行なう NPO です。(連携予定)

NPO 法人いせコンビニネット

〒516-0037 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 2-29 TEL:0596-20-4385 FAX:0596-20-4386 <http://skc.e-ise.net> skc.e-ise.net

いせコンビニネットは、地域情報化に関する事業を行い、人々の交流が盛んになるまちづくりをはかる NPO です。

6. 申請から決定、その後の流れ

いせ eparts リユースPC 寄贈プログラムでは、パソコンを寄贈するだけでなく交流も大切にしています。

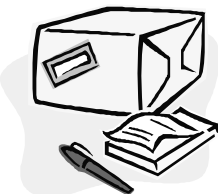
申請する



申請書と日頃の活動がわかるもの(チラシ、年間予定表、構成員、規約等)を平成 17 年 11 月 31 日までに、下記あて先まで郵送または、直接ご提出ください。申請された方は、裏面「申請について」の記載事項に同意したものとみなします。送付いただいた書類は返却いたしません。予めご了承ください。

〒516-0037 三重県伊勢市岩渕 1 丁目 2-29
「いせ市民活動センター」リユース PC プログラム係

寄贈決定



- ・いせリユースPC選考委員会にて、厳正な選考をおこない決定します。
(ヒアリングをさせていただく場合もあります。あらかじめご了承ください)
- ・寄贈決定は12月17日で、贈呈式も同時に行います。決定団体には、ソフトウェア使用許諾契約書などの必要書類とともにお渡しする予定です。

いせ市民活動センター登録!



- ・パソコン寄贈後お渡しした使用許諾書や覚書等を提出していただきます。
- ・いせ市民活動センターの登録団体になっていただきます。安価な会場の使用や、パソコン講習、広報などのサービスが受けられるようになります。
- ・月に1回程度、メールでの活動報告をしていただきます。
- ・パソコンに関する質問はお気軽にお申し出下さい。(有料の場合があります)

活用発表会



- ・平成 17 年度にもう一度、寄贈PCを使った取り組みや日頃の活動などの発表会を行う予定です。決定団体は必ず出席してください。
(詳細は直接決定団体にご案内します)

申請される場合は、以下の事項について同意下さいますよう、ご協力よろしく申し上げます。
(申請された団体は、下記の事項に同意したものとみなします)

申請について

送料	リユース PC の送料として、リユース PC1 台あたり 1,000 円を決定団体さまにご負担いただきます。覚書とともに振込み用紙をお渡しますので、ご協力を何卒よろしくお願い致します。
覚書	寄贈 PC の使用法に関して、寄贈元との間で契約を結んでいただきます。PC 贈呈後、覚書をお送りします。覚書は、署名捺印の上、いせ市民活動センターにご提出願います(1通は決定団体で保管してください)。なお、覚書のご提出がない場合は、寄贈を取り消させていただきますのでご注意ください。
使用許諾契約書	寄贈 PC にインストールされている OS とソフトウェアの使用許諾契約を、マイクロソフト(株)と結んでいただきます。各決定団体に覚書とともにお送りしますので、署名捺印の上、いせ市民活動センターにご提出ください。なお、使用許諾契約書のご提出がない場合は、寄贈を取り消させていただきますのでご注意ください。
ライセンス	寄贈 PC にインストールされた OS とソフトウェアを正規に使用していることの証明となるものです。各決定団体に覚書とともにお送りします。再発行はできませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
PC動作確認	寄贈 PC の贈呈が終わったら、動作チェックを行い、eparts へ連絡してください。初期不良がありましたら、2 週間以内にご連絡いただければ無償にて修理または同等品と交換させていただきます。
寄贈 PC 活用発表会	平成 18 年度中に、寄贈パソコンを使った取り組みや日頃の活動などを発表する「寄贈 PC 活用発表会」を開催します。併せて「第 2 回いせ eparts リユース PC 寄贈プログラム説明会」と市民活動団体の交流会も開催しますので、万障繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

覚書について

リユース PC の寄贈にあたっては、下記の覚書を取り交わしていただくことになります。
熟読の上、ご了承いただける場合のみ申請してください。

特定非営利活動法人イーパーツ(以下甲という)と寄贈先団体(以下乙という)とは、甲がパーソナルコンピュータおよびその付属品(以下、本物件という)を乙に寄贈するに当たり以下の通り合意し、ここに覚書を交わす。

- 一、甲は乙に対し本覚書の末尾添付表に記載する本物件を乙に無償で寄贈する。
- 二、乙は、本物件を乙の「別紙記載の活動目的」の一環として利用し、それ以外の使用を行わない。
- 三、甲は、乙が本物件を本覚書が定めた以外の使用、または、本物件をソフトの違法コピー、ソフトの不正使用、ネットワークへのクラッキング等、寄贈に相応しくない利用を行っていると判断した場合は、乙の費用で本物件を甲へ返却することを求めることができる。
- 四、乙は、本物件を乙の責任において保管するものとし、売却、担保設定、贈与等の処分を行わずかつ第三者に貸与しないものとする。ただし、二記載の「目的」に鑑み、甲が乙による処分、貸与を事前に書面により許容した場合は、この限りではない。
- 五、乙は甲に対して甲の定めた書式に沿った活動報告書を寄贈後半年及び一年に提出するものとする。
- 六、乙は本物件が本覚書が定めた使用法に相応しくない性能であると判断した場合は、甲へ報告の上乙の費用でこれを廃棄処分することができる。寄贈後二年間を過ぎた場合は甲に対する報告は不要とする。また、本物件を廃棄する際には、乙の責任においてハードディスクのデータを完全に消去するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係諸法令に従い適正に廃棄するものとする。
- 七、甲は、乙に対し、本物件について保証およびメンテナンス責任を一切負わないものとする。
- 八、OS 及びアプリケーションソフトについては、乙が日本国内における使用許諾権を有する主体から使用許諾を受け、使用許諾書記載の内容を遵守するものとする。これに違反した場合は、甲は、乙の費用で本物件を甲へ返却することを求めることができる。
- 九、本物件寄贈決定後乙が甲に提出した写真、資料等の活動報告資料は、甲および甲の支援団体が広報活動に使用することができるものとする。その際、写真に写っている人物、著作権者をはじめとする諸権利者の使用許諾は乙の責任のもと、乙がこれを得ることとする。
- 十、本覚書に定めない事項及び覚書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し決定する。

本覚書の証として本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名、押印の上、各 1 通ずつ保存する。

平成 年 月 日

甲 東京都世田谷区三軒茶屋 1-17-4 メソククロニア 307

特定非営利活動法人イーパーツ

代表理事 佐々木 良一 印

乙 (寄贈決定団体)